

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月15日

栃木県知事

福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘17

氏 名DOWAサーモエンジニアリング株式会社 真岡工場

工場長 山根 裕行

電話番号 0285-82-7131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DOWAサーモエンジニアリング株式会社 真岡工場
事業場の所在地	栃木県真岡市鬼怒ヶ丘17
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	金属熱処理加工
② 事業の規模	製造品出荷額 1,094百万円/年
③ 従業員数	72名 (真岡工場)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 図-4のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	排 出 量	216.7 t	17.7 t
	(これまでに実施した取組)		
別紙のとおり			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	排 出 量	214.5 t	17.5 t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり			
原単位比較で前年度1%排出量を削減する。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙 6. 分別に関する事項		
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来の取り組みの継続		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	全処理委託量	216.7 t	17.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	104.27 t	17.7 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良企業への委託を推進		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	汚泥
	全処理委託量	214.5 t	17.7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	214.5 t	17.7 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 原単位での削減を継続する		
電子情報処理組織の利用 に関する事項	前年度(令和4年度)実績 特別管理産業廃棄物 排出量 234.4 t (今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙(1~7)

1. 会社の概要

- (1)会社名                                   DOWAサーモエンジニアリング株式会社
- (2) 資本金                                   100 百万円
- (3) 従業員数                               633 名

2. 当該事業所において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数                               72 名
- (2) 製品出荷額等                         1,094 百万円
- (3) 製造概要                               自動車部品・機械部品・家電製品およびそれらの製造工程で使用成形金型などを対象に、熱処理・表面処理を受託加工している。  
令和4年度処理重量…5,078/t
- (4) 製造等フローシート                 図 1~2参照
- (5) 工場配置図                            図 3参照
- (6) 事業展望
- (7) 廃棄物処理フロー図                 図 4参照
- (8) 連絡先                                 真岡工場 事務課 菅野 健彦  
電話番号:0285 - 82 - 7131

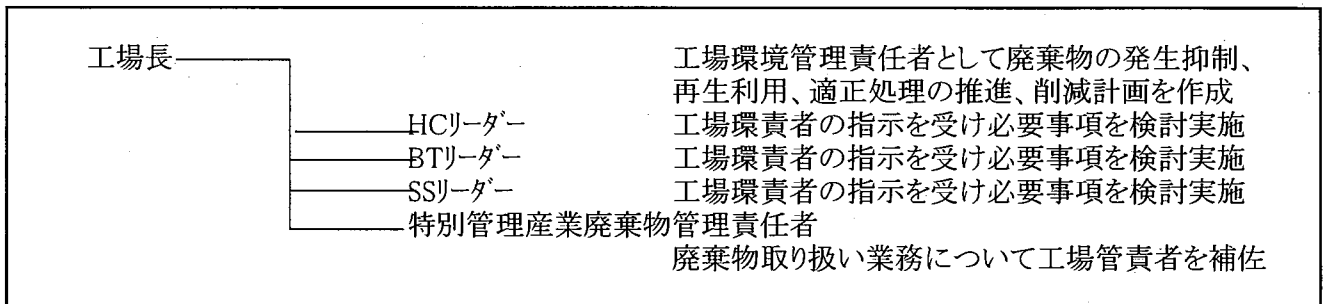
3. 計画期間

令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日まで

#### 4.産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

##### (1) 責任者及び管理組織図

工場環境管理責任者		所属：真岡工場	職・氏名：工場長
特別管理産業廃棄物管理責任者		所属：真岡工場	職・氏名：各課(プロセス)リーダー
役	工場環境会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月実施する安全衛生会議内で廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、削減計画に対する進捗状況の報告やその他の必要事項を検討。</li> </ul>	
割	特別管理産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた工場の廃棄物取り扱い業務を統括し、適正な管理を行い、工場環境管理責任者を補佐する。</li> <li>産業廃棄物排出量の把握。</li> <li>産業廃棄物処理計画の立案。</li> <li>適正処理の確保(保管状況の確認、委託の実施、管理票のチェック)。</li> </ul>	



#### 5.産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 排出抑制の目標                      前年度実績より、原単位比較で1%排出量を抑制する。

(2) 具体的取り組み                      ・廃油に関しては、有価物との分別を開始し排出量を減らす。  
 ・汚泥に関しては、継続して水分を除去し排出量を減らす。

#### 6.産業廃棄物の分別に関する事項

(1) 具体的取り組み                      ・汚泥…保管場所の区分、内容物の表示、排出部署及び担当者の表示。  
 ・廃アルカリ…専用廃液タンク。

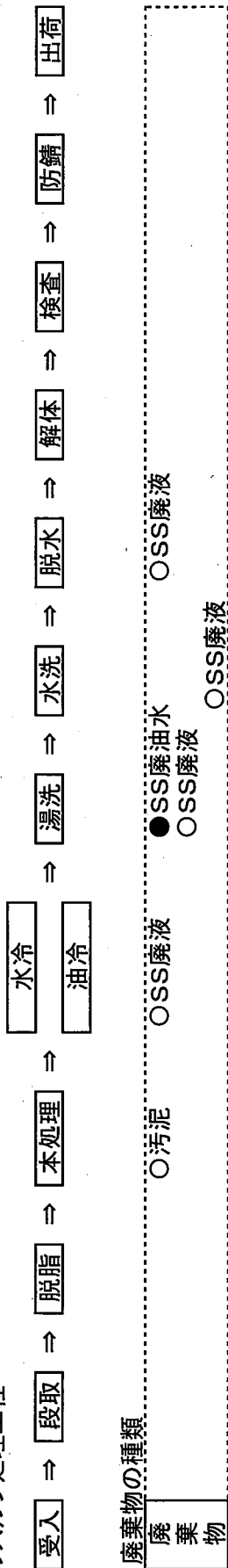
#### 7.産業廃棄物の再利用に関する事項

(1) 再利用に関する目標                      自社内ではリサイクル不可能。  
 委託処理の状況については、(別紙)産業廃棄物の種類別  
 処理状況報告書を参照。

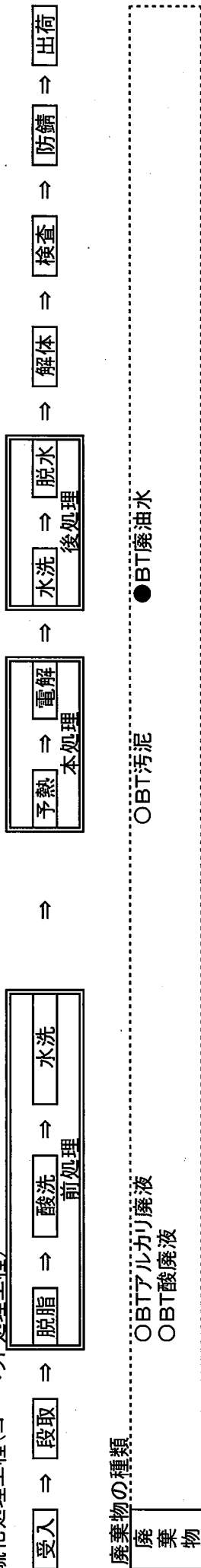


# 表面処理工程(スルスルフ、コーベット)

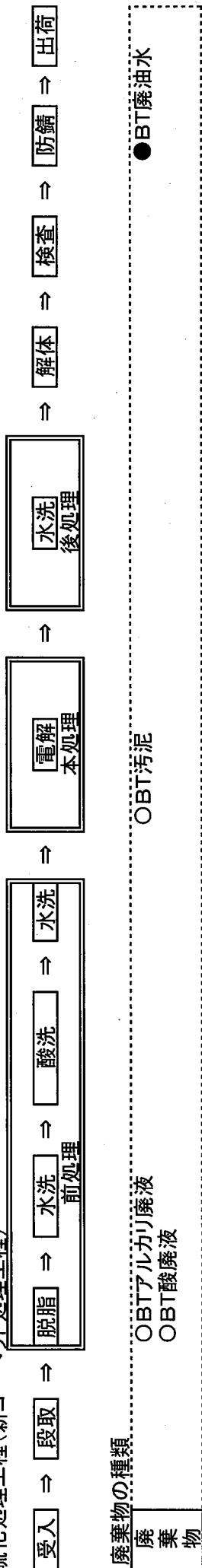
## 1.スルスルフ処理工程



## 2-1.硫化処理工程(新コーベット処理工程)



## 2-2.硫化処理工程(新コーベット処理工程)



○・・・特別管理産業廃棄物  
●・・・産業廃棄物

### 表面処理工程(シヨット)

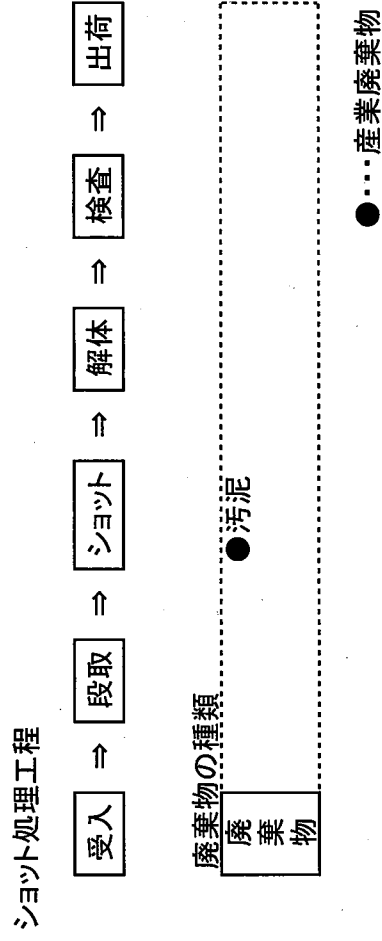


図 - 3

工場配置図

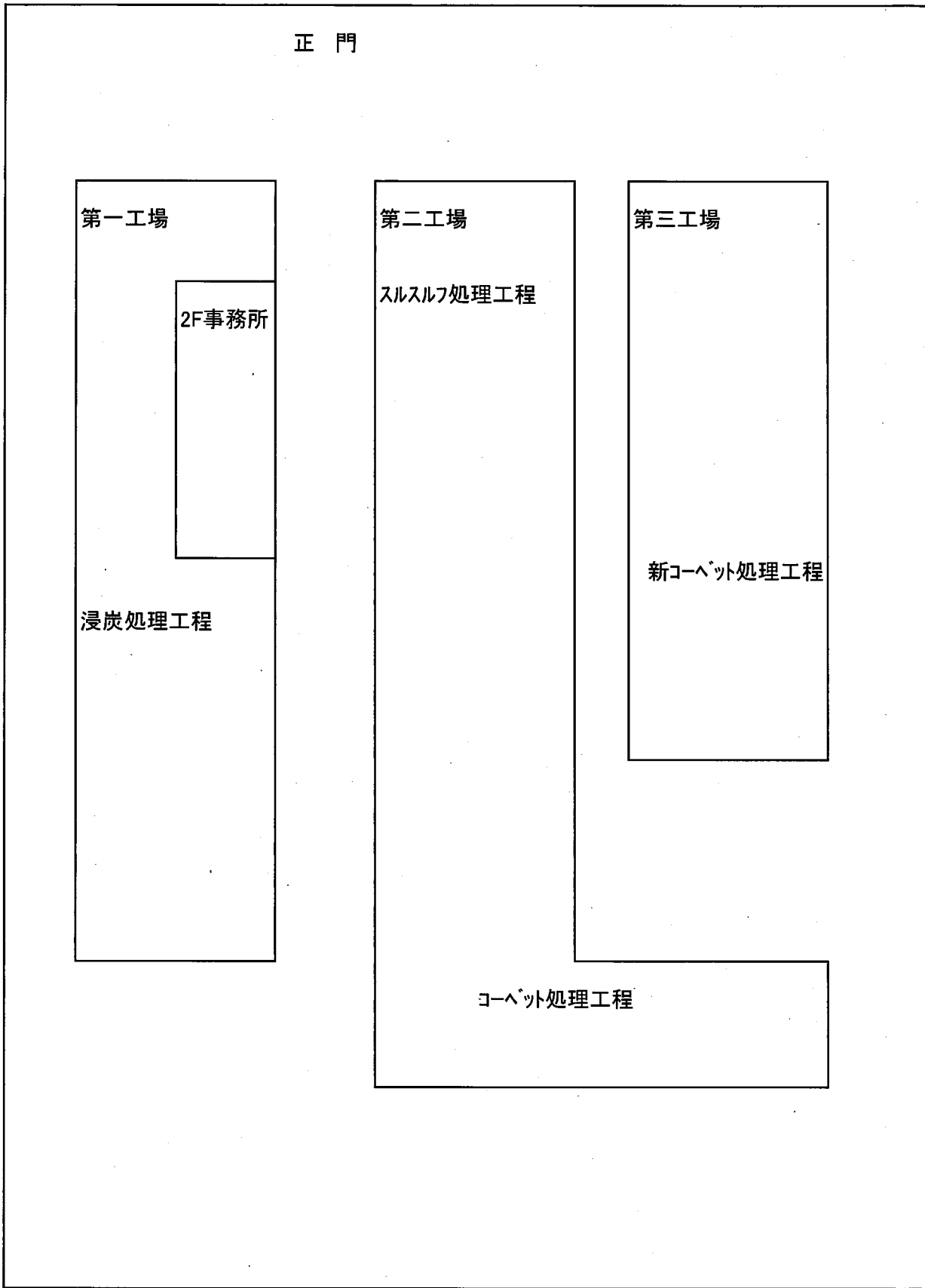


図 - 4

廃棄物処理フロー図

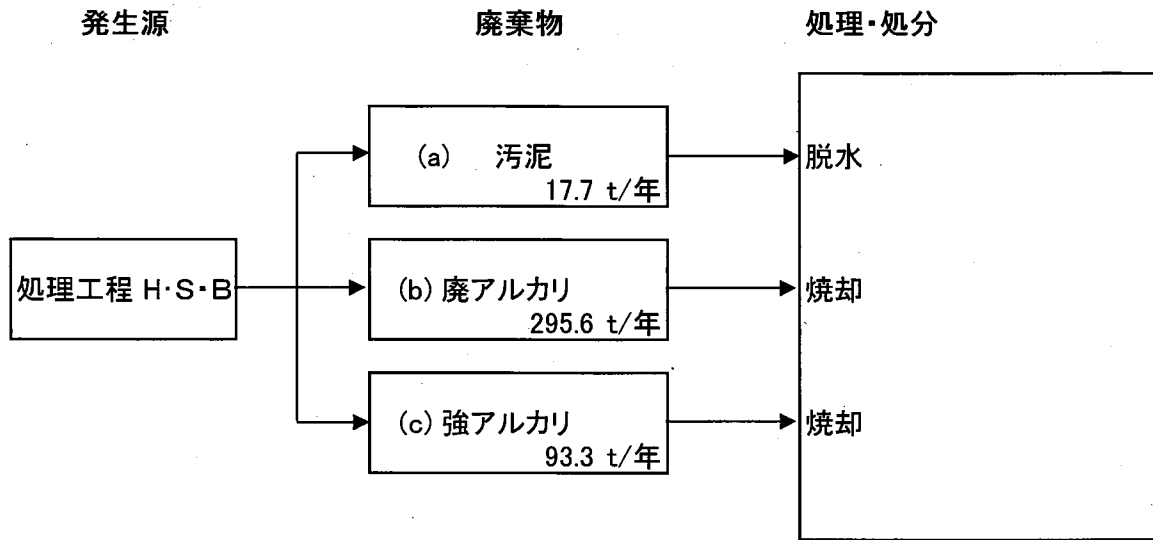


図 - 4

廃棄物処理フロー図

